

奈良県告示第二百二十六号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律又は麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者等に対する費用徴収額又は自己負担額の認定に関する規程（平成七年七月奈良県告示第百八十八号）の一部を次のように改正する。

令和元年八月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

第二条に次の一号を加える。

四 支払義務者 措置入院者等及びその配偶者並びに措置入院者等と生計を一にする直系血族及び兄弟姉妹をいう。

第三条第一項中「措置入院者等及びその配偶者並びに措置入院者等と生計を一にする直系血族及び兄弟姉妹の前年分の所得税額（前年分の所得税額が確定していない場合には、前々年分の所得税額）」を「支払義務者について措置入院のあった月の属する年度（措置入院のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）の額」に改め、同項の表中「所得税額」を「所得割の額」に、「百四十七万円」を「五十六万四千元」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによる。

一 地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）第一条の規定による改正前の地方税法第二百九十二条第一項第八号に規定する扶養親族（十六歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第三百十四条の二第一項第十一号に規定する特定扶養親族（十九歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第三百十四条の三第一項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

二 支払義務者が指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十

二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

三 支払義務者が地方税法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する者又は同項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する者であるときは、次に定めるとおりとする。

ア 地方税法第二百九十五条第一項（同項第二号の規定に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零円とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第三百十四条の二第一項第八号に規定する額（当該者が同法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第三百十四条の二第三項に該当する者である場合は、同項に規定する額）に同法第三百十四条の三第一項に規定する税率を乗じて得た額を控除するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行日前から現に措置入院している者であつて、この規程による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律又は麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者等に対する費用徴収額又は自己負担額の認定に関する規程を適用した場合に、新たに費用徴収されることとなるもの又は自己負担することとなるものに対する費用徴収額又は自己負担額の認定については、その者が退院するまでの間は、なお従前の例による。